

# 法人春日部

第168号

(平成28年11月号)



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階  
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

みんなで回覧しましょう。

ホームページを  
是非ご覧ください

春日部法人会

検索

<http://kasukabehojinkai.jp/>



さいたま市岩槻区本町4-8-9(東武アーバンパークライン岩槻駅東口より徒歩7分)

## 〔わが町〕

### 岩槻 いわつきほんせんきょうかん 岩槻藩遷喬館

寛政11年(1799年)、岩槻藩に仕えていた儒者・児玉南柯(こだまなんか)が開設した私塾です。文化年間(1804年から1817年)に藩校となり、儒学を中心とした講義が行われ、藩士の子弟らがここで学びました。茅葺、平屋建ての30坪ほどの当時の武家屋敷を利用した建物で、数度の改修が行われてきましたが、平成15年から17年度にかけて、解体復原工事が行われ、現在

では江戸時代に児玉南柯が開設した当時の姿となり、吹きさらしの玄関や漆喰の壁、生徒の入口を設けています。現在埼玉県内に現存する唯一の藩校でもあります。「遷喬館」という名称は、詩経(中国最古の詩集)の「出自幽谷 遷于喬木」に由来しています。学問を欲し友を求めることを鳥が明るい場所を求めて暗い谷から高い木に飛び移ることにたとえた内容で、ここで学ぶ物に高い志を持つことを促したものです。城下町岩槻にはお越しの際は是非お立ち寄りいただきたい史跡のひとつです。

## CONTENTS

税務署だより/署長着任挨拶・定期異動の状況	2~3
法人会全国大会・税制改正要望	4~6
税務署だより/税の情報提供	7~10
個人事業税納期のお知らせ/el-Taxのお知らせ/法人会基本指針	11
花と緑いっぱい運動/実務セミナー実施報告	12
決算期別説明会/新設法人説明会/年末調整説明会	13
税の作文コンクール	14~15
福利厚生制度推進連絡協議会/税務署幹部との情報交換会/女性部会「現地研修」	16

熊本・大分法人会から支援の礼状	16
税を考える週間公開講座/青年部会「公開健康セミナー」	17
交流ゴルフ大会	17
支部だより	18~19
想うがまま	20
新入会員紹介/法人会活動紹介リーフレットが出来ました	21
会員の皆様へ/これからの事業	21~22
法人会の福利厚生制度	23

# 税 務 署 だ よ り

## 着任の ごあいさつ

春日部税務署長  
栗原 茂雄



この度の人事異動により、春日部税務署長を拝命いたしました栗原でございます。前任の中坪署長同様、引き続き、よろしく願いいたします。

出身は、新潟県妙高市です。春日部署は、30年ほど前になりますが、当時の署の所在地（八木崎駅前）の近隣に3年ほど居住しておりましたので、大変思い出深い場所です。

野原会長をはじめ、公益社団法人 春日部法人会の皆様には、日頃より、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、地域に開かれた団体として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、決算期別説明会、新設法人説明会をはじめとする各種研修会等の開催や、小学校を対象とした租税教室、「税に関する絵はがきコンクール」など、租税教育にも積極的な取り組みをいただいております。

また、地域社会の健全な発展のため、各地域においては、各種講演会等の開催や地域の産業祭等の機会をとらえて「花と緑いっぱい運動」などの社会貢献活動にも取り組まれるなど、幅広い活動を展開されており、公益法人としてふさわしい活動を行われております。

このような活動は、野原会長をはじめとする役員の皆様方の献身的なご尽力と、会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であり、改めて敬意を表する次第です。

加えまして、平成26年4月に、「自主点検チェックシート」を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」が開始されました。

この取組は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するために極めて有意義な取組と考えており、平成27年4月に国税庁後援とさせていただいたところです。

国税当局といたしましても、この取組の普及・拡大に向

けて、今後とも皆様との相互の信頼・協力関係をより強固なものとし、連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

さて、わが国では、経済取引の複雑化・広域化や、経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

そのような状況の中で、私どもといたしましては、国税庁の使命を着実に果たしていくため、納税者サービスの充実や納税者が不公平感を抱かないよう適正・公平な課税・徴収に取り組んでおります。

納税者サービスの充実では、e-Taxや確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した申告・納付手段の充実に取り組んでおります。

特に、e-Taxにつきましては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続きの対象を拡大するほか、本年4月からは、e-Taxで送信する際に、別途郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性の向上に向けた施策に取り組んでおります。

貴会におかれましては、役員の皆様が積極的にご利用いただくほか、その普及・定着にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

今後も、引き続き、e-Taxの更なる普及・定着に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、本年1月から導入されましたマイナンバー制度につきましては、間もなく1年が経過しようとしております。

貴会におかれましては、これまで、各種説明会の積極的な開催や、広報誌に掲載していただくなど、本制度の円滑な導入・定着に向けた周知・広報にご協力いただきましたことに対しまして、改めてお礼申し上げます。

なお、確定申告書などへの番号記載が来年1月から本格化することから、引き続き、マイナンバー制度に対する理解をさらに深めていただけるよう周知・広報に取り組んでまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人春日部法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 春日部税務署の定期異動の状況

平成28年7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は、次のとおりです。(敬称略・順不同)

《役職》	《新任者》	《前任者》
署長	栗原 茂雄 局調査査察部 調査管理課長	中坪 敬治 平成28年7月退職
副署長(法人)	飯田 浩二 留任	
副署長(個人・資産担当)	樋口 政幸 庁課税部 資産評価企画官 補佐	小山 貴文 局課税第一部 資産評価官
副署長(総務・管徴担当)	松谷正太郎 所沢署 総務課長	坂主 純一 局徴収部 訟務官
総務課長	尾崎 誠一 大田原署 総務課長	酒井 敏也 局総務部 税務相談室 相談官
管理運営第1統括官	塩見 達三 留任	
徴収第1統括官	加藤 仁之 宇都宮署 徴収 統括官	後藤 福男 越谷署 徴収1 統括官
個人課税第1統括官	糸 和城 西川口署 個人1 統括官	渡部 成道 大宮署 特別国税調査官(所得)
資産課税第1統括官	杉本 謙一 留任	
法人課税 第1統括官	江利川 寛 下館署 特別国税調査官(法人)	磯貝 一彦 前橋署 法人1 統括官
” 第2統括官	横山 典章 栃木署 法人4 統括官	松浦 由行 宇都宮署 法人5 統括官
” 第3統括官	荒川 一美 留任	
” 第4統括官	倉又 清一 留任	
” 第5統括官	吉田 剛喜 留任	
” 第6統括官	紫垣 知里 留任	
連絡調整官(法人)	関根 英司 足利署 法人1 総括上席	佐野 佳子 大宮署 法人2 統括官
総務課 課長補佐	原 辰也 留任	
法人課税第1上席調査官	伊藤 一久 浦和署 法人1 上席	八重樫美香 所沢署 法人 上席

## 新法人一統括・上席の紹介



法人課税第一部門  
統括国税調査官  
**江利川 寛** (えりかわ ひろし)  
前任地：  
下館税務署 特別国税調査官(法人担当)

趣味：ウォーキング、読書

好きな言葉：千里の道も一歩から

法人会に一言：法人会は、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図る活動を通じ税務行政への提言や協力、地域企業と地域社会の健全な発展に御努力されていると理解しております。今後も会員の皆様と更なる信頼・協力関係を構築させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。



法人課税第一部門  
上席国税調査官  
**伊藤 一久** (いとう かずひさ)  
前任地：  
浦和税務署 法人課税第一部門

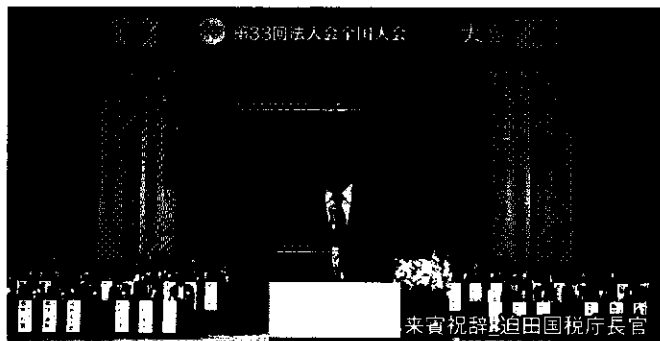
趣味：ボウリング

好きな言葉：継往開来、前向き

法人会に一言：長い歴史と伝統のある春日部法人会様の担当となり、大変光栄に感じております。今後、皆様身近な存在として、より一層の連携を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。また、マイナンバー制度やe-Tax等の各種施策にも積極的に取組んでまいりますので、ご協力をお願ひいたします。

## 第33回 法人会全国大会 長崎大会

平成28年10月20日(木)  
於：長崎ブリックホールほか



第33回「法人会全国大会」長崎大会が、迫田国税庁長官、中村長崎県知事を始め多くの来賓をお招きし、長崎ブリックホールで開催されました。全国から約1,800名が集い、当会からは野原宏会長(全法連理事・県連副会長)、鯨岡文夫副会長(県連理事)、山田一徳税制委員長が参加しました。

第1部では、「地域が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」をテーマに、長崎総合科学大学教授・グラバー園名誉園長のブライアン・パークガニフ氏による記念講演でした。氏は、1972年に来日し、京都の寺で禅の修行をしていましたが、その際に立ち寄った長崎で西洋人としてこの街で何かすることがあるとひらめき、長崎に移住しました。深く仏法を知り、長崎に魅せられて暮らす先生が、外国人と日本人が普通に暮らす長崎を語られました。

第2部の大会式典で、全国法人会総連合 池田会長は「本大会は、『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じ、一層の連携を深めることが目的」と挨拶されました。また、税制改正提言の報告、会員増強、研修参加率向上、福利厚生制度



についての表彰や租税教育活動の報告が行われました。

左から  
鯨岡副会長  
野原会長(全法連理事)  
迫田国税庁長官  
利根県連会長(全法連副会長)  
山田税制委員長

### 大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日  
全国法人会総連合全国大会

## 平成29年度税制改正スローガン

- ◆ 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- ◆ 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- ◆ 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を!
- ◆ 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

# 平成29年度税制改正に関する提言(要約)

## ● 基本的な課題 ●

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- 消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。
- 国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。
- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

- 「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

#### 5. マイナンバー制度について

#### 6. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
- (3)中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれ